

令和5年5月9日 開会

令和5年5月9日 閉会

令和5年第2回安八町議会 臨時会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

5月9日（火）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	1
職務のために出席した者	1
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第34号について（提案説明・質疑・討論・採決）	4
議第35号及び議第36号について（提案説明・質疑・討論・採決）	10
閉会	12
会議録署名議員	13

令和5年5月9日（第1日）

議 事 日 程 (令和5年5月9日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 会期決定
日程第3 議第34号 専決処分の承認について
 専第1号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
 専第2号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第1号)
日程第4 議第35号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算(第2号)
日程第5 議第36号 財産の取得について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 渡 邊 明 博

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 岡 田 立	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 青 山 桂 子	調 整 監 水 谷 秀 平
会計管理者兼 住民環境課長 吉 村 等	総 務 課 長 山 田 靖
企画調整課長 大 平 共 美	福 祉 課 長 兼 安八温泉所長 坂 和 由
建 設 課 長 河 合 一	学 校 教 育 課 長 小 林 洋 臣
生涯学習課長兼 ハートピア安八館長 今 村 厚 士	産 業 振 興 課 長 堀 康 信
税 務 課 長 梅 村 明 広	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓 書 記 宇佐見 かおる

書 記 土 岐 寿 徳

(開会時間 午後2時01分)

議長 令和5年第2回安八町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回安八町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、4番 坂悟君、5番 大平文雄君に指名をいたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りいたします。

本議会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 岡田立君。

町長 皆様方、こんにちは。

本日、令和5年第2回安八町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、町民の負託を得まして、町長に就任をさせていただきました。就任後、初めての議会となります。

私の所信表明につきましては、6月の定例会初日にて改めて行わせていただきたいと思います。初心を忘れることなく、安八町のさらなる発展を目指し一生懸命努力してまいりますので、どうか御一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日提案をいたしております主な案件ですが、専決処分の承認、令

和5年度一般会計補正予算、財産の取得の3議案でございます。

個々の案件につきましては、この後、担当課長より説明させていただきますので、十分に御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議 長 日程第3、議第34号 専決処分の承認についてを議題といたします。

専決処分の承認は2件ありますので、2件を1議案として説明させていただきます。その後に質疑を行います。

提案説明を求めます。

税務課長 梅村明広君。

税務課長 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議第34号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第34号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和5年5月9日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページのほうをお願いいたします。

専第1号でございます。

専第1号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月31日専決。

提案説明といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

安八町税条例の一部を改正する条例。

安八町税条例（昭和45年安八町条例第14号）の一部を次のように改正する。

以下は改正条文でございます。

主な改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明をさせていただきますので、議案資料の1ページのほうをお開きください。

安八町税条例の一部を改正する条例、新旧対照表です。

左列が改正前、右列が改正後となります。

第11条につきましては、語句の修正で、公示「通達」を公示「送達」に改正をいたしました。

その下の第26条の10につきましては、森林環境税（税率1,000円）の導入に伴い、個人町民税の配当割額等の控除規定の改正をいたしました。

下段の第28条の3の2につきましては、給与所得者が年末調整の際に提出する扶養親族等申告書について、その年の前年に提出した申告書の記載事項に異動がない場合は、その旨を記載した申告書を提出することが可能となり、手続の簡素化がされました。

1枚はねていただきまして、2ページのほうをお願いします。

2ページの下段でございます。

第29条の2につきましては、森林環境税の賦課徴収を個人の町民税の均等割の賦課徴収に併せて実施するための規定を新たに定めたものでございます。

右側、3ページに移っていただきまして、第31条及び第32条の2につきましては、先ほどの第26条の10と同様に、森林環境税が導入されたことによる改正でございます。

1枚はねていただきまして、右側、5ページをお願いいたします。

中段の第32条の4でございます。

地方税法施行規則の一部改正に伴い、個人の町民税の特別徴収について、特別徴収義務者が地方税共同機構を経由する方法により納付する場合の特定徴収金に係る納付書等の様式が新設されましたので、そちらの改正を行ったものでございます。

1枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

第32条の4の2につきましては、先ほどの第32条の4第2項が削除されたことによります該当規定を削除したものでございます。

中段の第32条の5及び右側ページの7ページ、第32条の5の2並びに1枚はねていただきました8ページの第32条の5の6につきましては、先ほどの第26条の10と同様、森林環境税が導入されることによる改正でございます。

続きまして、9ページでございます。

第32条の6、及び下段の第32条の8につきましては、第32条の4と同様に、法人の町民税につきまして、納税義務者が地方税共同機構を経由する方法に

より納付する場合の特定徴収金に係る納付書等の様式が新設されたことによる改正でございます。

1枚はねていただきまして、10ページのほうをお願いいたします。

10ページ中段の第66条につきましては、特定小型原動機付自転車、一定の要件を満たす電動キックボード等でございますが、こちらの車両区分の創設に伴う規定の整備を行っております。

下段の第80条及び右側、11ページの下段の第83条につきましては、先ほどの第32条の4と同様に、たばこ税について、納税義務者が地方税共同機構を経由する方法により納付する場合の特定徴収金に係る納付書等の様式が新設されたことによる改正でございます。

1枚はねていただきまして、12ページをお願いいたします。

以下、附則になります。

附則の第7条につきましては、肉用牛の売却による事業所得の課税特例の適用期限を令和6年から令和9年まで3年延長するものでございます。

中段の附則第9条につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、条ずれの改正をいたしました。

下段の附則第9条の2につきましては、固定資産税の課税標準の特例措置、わがまち特例のうち、右側ページ、13ページの下段、第16項、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する償却資産等の規定を削除し、新たに第16項として、大規模の修繕等が行われた新築から20年以上経過したマンションの規定を加え、また地方税法等の一部改正に伴います項ずれの改正をいたしました。

最下段の附則第9条の3につきましては、先ほどの大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について新たに規定し、また地方税法等の一部改正に伴います項ずれの改正をいたしました。

1枚はねていただきまして、右側、15ページをお願いいたします。

附則の第9条の4及び附則第9条の5につきましては、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例措置、こちらは被災した住宅用地を住宅の再建がされていなくても住宅用地とみなし、その軽減をするものでございますが、こちらの適用期限を令和4年から令和6年まで2年延長

するものでございます。

下段の附則第9条の6につきましては、令和2年7月豪雨、こちらは県内の飛騨川、熊本県の球磨川等が氾濫したものですが、こちらについて、過去の災害と同様に固定資産税の特例措置を新設し、適用期限を令和6年までと定めたものでございます。

1枚はねていただきまして、右側ページ、17ページをお願いいたします。

附則の第12条の3につきましては、令和4年度分及び令和5年度分の固定資産税額を算定するに当たり、特例措置が適用される土地について、令和5年改正前の法による特例率を乗ずることとする改正をいたしました。

1枚はねていただきまして、19ページをお願いいたします。右側になります。

附則の第14条の2につきましては、臨時的軽減措置でありました軽自動車税の環境性能割の非課税の規定を削除したものでございます。

中段の附則第14条の2の2につきましては、軽自動車税の環境性能割について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更し、また附則第14条の2を削除したことにより、条番号を繰り上げたものでございます。

その下の附則第14条の6につきましては、臨時的軽減措置であった軽自動車税の環境性能割の軽減措置の規定を削除したものでございます。

最下段の附則第15条につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減の特例期限を3年、25%軽減の特例期限を2年延長し、また地方税法等の一部改正に伴う項ずれの改正をいたしました。

2枚はねていただきまして、22ページのほうをお願いいたします。

中段の附則第15条の2でございます。

こちらは、改正後の附則第14条の2と同様に、軽自動車税の種別割について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更し、また附則第15条の改正に伴う項ずれの改正をいたしました。

下段の附則第16条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税特例の適用期限を令和5年から令和8年まで3年延長するものでございます。

右側、23ページ下段の附則第24条でございます。

こちらにつきましては、附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例規定が令和5年1月付で削除されたことに伴う規定の整備を行いました。

1枚はねていただきまして、右側、25ページをお願いいたします。

安八町企業立地促進条例新旧対照表、附則の第5条関係でございます。

こちらにつきましては、今回の安八町税条例の一部改正に伴い、工場等の用語の意義の参酌規定を「安八町税条例」から「地方税法」に改めるものでございます。

議案書11ページのほうにお戻りください。

11ページの中段、附則でございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

ただし、第1号の軽自動車税の特定小型原動機付自転車の車両区分の創設に係る改正は令和5年7月1日、第2号の個人の町民税の森林環境税の導入に伴う改正及び軽自動車税の賦課徴収の特例に係る加算割合の変更に係る改正は令和6年1月1日、第3号の扶養親族等の申告書の提出の簡素化に係る改正は令和7年1月1日がそれぞれの施行日となります。

第2条から第4条までは、今回の改正に伴います経過措置を定めたものでございます。

以上、条例改正に伴う専決処分でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 福祉課長兼安八温泉所長 坂和由君。

福祉課長兼安八温泉所長 続きまして、議案書の15ページをお願いいたします。

専第2号につきまして、朗読説明を申し上げます。

専第2号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,195万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億4,695万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月3日専決、安八郡安八町長。

この補正予算（第1号）は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費で、65歳以上の方と64歳未満の基礎疾患のある方、そして医療従事者等を対象としており、速やかな接種を進めるため必要な予算につきまして補正をさせていただきます。

それでは、1枚はねていただきまして、17ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

17ページは歳入、1枚めくっていただきまして、18ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額65億2,500万円に2,195万5,000円を増額し、予算の総額を65億4,695万5,000円とするものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入。単位は1,000円でございます。

国庫支出金はともに特定財源ですので、歳出にて御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、20ページをお願いいたします。

3. 歳出。単位は1,000円でございます。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、補正額、増額の2,195万5,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金2,195万5,000円の内訳は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,082万5,000円及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,113万円でございます。

コロナワクチン接種事業の経費といたしまして、節区分にございます職員手当等10万円は、職員の時間外勤務手当でございます。需用費の消耗品費6万1,000円は、ファイルやインク代でございます。役務費の131万5,000円のうち、通信運搬費34万7,000円は郵送代、手数料96万8,000円は国保連合会の事務手数料でございます。委託料の業務委託2,047万9,000円は、医療機関への個別接種委託料1,240万5,000円、またコールセンターへの委託料735万7,000円、そしてシステム改修委託料5万5,000円、ほかにバスの運行委託66万2,000円が内訳です。これによりまして、5月から8月末まで、対象者4,000人に対する接種が進むものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第34号は原案のとおり承認しました。

議長 日程第4、議第35号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）について及び日程第5、議第36号 財産の取得についての2議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 議案書の21ページをお願いいたします。

上程させていただいております2議案につきましては、ゴルフ場の有益費に関しまして、岐阜地方裁判所より安八町と破産者、長良川株式会社、破産管財人弁護士との有益費の和解が許可されたことによるものでございます。

21ページですが、まず補正予算でございます。

議第35号 令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,492万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億6,187万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月9日提出、安八郡安八町長。

23ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。上段が歳入、下段が歳出でござ

います。

いずれも補正額1,492万1,000円、補正後でございますが、65億6,187万6,000円でございます。

24ページをお願いいたします。

下段の3. 歳出をお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目、一般管理費、補正額1,492万1,000円、節区分16公有財産購入費1,492万1,000円でございます。ゴルフ場の有益費を破産者、長良川株式会社、破産管財人弁護士に対し支払うものでございます。

なお、特定財源、その他、諸収入1,492万1,000円につきましては、ゴルフ場有益費相当額負担金ということで、現事業者からの負担金を計上いたしております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

議第36号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安八町条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和5年5月9日提出、安八郡安八町長。

記でございます。

1. 財産の種類、岐阜地方裁判所令和3年（フ）第432号事件における令和4年10月12日付有益費和解許可書記載の有益費相当分の価値。

2. 取得の目的、ゴルフ場明渡しに伴う有益費の支払いのため。

3. 取得の方法、破産管財人弁護士との協議に基づく、岐阜地方裁判所の許可。

4. 取得価格、1,492万280円。

5. 取得の相手方、破産者、長良川株式会社、破産管財人弁護士 安藤友人。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 議第35号について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第35号は原案のとおり可決しました。

続きまして、議第36号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第36号は原案どおり可決しました。

以上で、本臨時会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和5年第2回安八町議会臨時会を閉会します。

(閉会時間 午後2時30分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年5月9日

議 長 渡 邊 明 博

議 員 坂 悟

議 員 大 平 文 雄